

第 2 1 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年10月30日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求を行った。

(1) 弥富相生山線における住民意向の調査（以下「本件調査」という。）

についての検討委員会第 6回議事録

(2) 本件調査の実施報告書

2 同年11月13日、実施機関は、上記の公開請求のうち、上記 1(1) については、本件調査についての検討委員会第 6回議事録を特定し、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、上記 1(2) については、本件調査実施報告書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書に記載されている個人の氏名、住所、電話番号、役職名等は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるため、また公務員の氏名等については公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件行政文書に記載されている個人の氏名、住所、電話番号、役職名等は、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうおそれや今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると思われるため。

3 同月21日、異議申立人は、本件処分のうち、地元の関係諸団体の代表者の役職名及び氏名（以下これらを「本件情報①」という。）並びに区政協

力委員、民生委員及び保健環境委員（以下これらを「本件公務員」という。）の役職名及び氏名（以下これらを「本件情報②」という。）を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件情報①及び本件情報②を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 地元の関係諸団体は、特定の団体の代表者を呼んだものであり、代表者の氏名は公開されている。

(2) 本件公務員の氏名は既に公開されている。

(3) 市道弥富相生山線の建設（以下「本件道路建設」という。）は、何年も前から地元住民の間で議論されている内容であり、本件道路建設を原因とした争いが起きたことはない。

(4) 発言者がその発言内容に責任を持つためにも、氏名は公にするべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件道路建設については、地元や地元の関係諸団体の間で賛成派と反対派の意見が存在している問題であり、地域住民の間に敵対意識が芽生え、軋轢を生むおそれがあった。

そのため、本件調査は、賛成派と反対派の意見を別々に聴取し、賛成派と反対派が一堂に会すことがないような運営方法により実施された。

2 狭い地元では、人間関係が緊密であり、本件公務員が職務として行ったものとそれ以外とが混同されるおそれがある。本件情報②を公開することにより、本件公務員に対する問い合わせ及び訪問が集中することが予想さ

れ、その結果、精神的及び心理的に追い込まれ、健康状態を害するなどの私生活等に影響を及ぼす可能性が十分にある。

3 本件調査は、原則非公開の調査であり、本件公務員の情報を明らかにすることにより、本市との信頼関係を損ね、今後の引き受け手がなくなるおそれが想定されるなど、本市の事業の遂行に影響を及ぼすことも考えられる。

4 地元の関係諸団体の代表者の氏名について、地元の関係諸団体のホームページ等で代表者が公表されているものもあるが、本件調査は公表を前提としたものではない。

また、本件調査は、必ずしも団体の代表者という役職者に依頼した訳ではなく、当日参加をした団体の構成員が個人の意見を述べたものであるため、本件情報①は個人の情報で通常他人に知られたくない情報であると認められる。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報①及び本件情報②が条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市が保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 当審査会の調査によると、本件調査について、次の事実が認められる。

(1) 本件調査は、本件道路建設について、住民投票の方法によると住民同士の関係が悪化し、軋轢を生むおそれがあったことから、住民投票に代わる方法として実施された。

そのため、運営方法についても配慮をし、賛成派と反対派が一堂に会

さないよう時間帯を分けて実施された。

(2) 本件調査は、本件調査を実施するにあたり必要な事項を定めた要領（以下「本件要領」という。）に基づき実施され、意見聴取の対象として、地元の関係諸団体の他、本件公務員が出席していた。

(3) 本件公務員のうち、区政協力委員である区政協力委員協議会議長及び区政協力委員長については、本件要領に、意見を聴取する者として明記されているが、民生委員及び保健環境委員については、学区連絡協議会の構成員として、本件調査に参加していた。

なお、学区連絡協議会とは、学区、住民相互の交流を図り、連帯を高めることを目的として、町内会、自治会をはじめ、学区内の様々な団体の代表等で組織される任意団体である。

(4) 本件要領において、一般の傍聴は認められていなかったものの、報道機関及び名古屋市会の議員等の傍聴は認められており、本件調査の参加者に対して事前に配布された開催の案内には、本件調査を報道機関に公開する旨が明記されていた。

(5) 本件調査は、報道機関に対して、個人が特定できない範囲で報道するよう配慮を求めており、参加者にもその旨が伝えられていた。

(6) 本件調査が実施された翌日には、本件調査に参加した学区連絡協議会及び地元の関係諸団体の名称並びに当該団体の本件道路建設に対する賛否が概ねわかる内容の新聞報道がなされた。

4 本件公務員について

本件公務員の職務について、次のような事実が認められる。

(1) 区政協力委員

名古屋市区政協力委員規則（昭和43年規則第20号）第1条には、市区政に係る情報を住民に伝達し、住民の市区政に関する意見を反映させるなど、市区及び住民相互間における連絡を密にし、もって住民の市区政への関心を深め、市区政への積極的参加を期するため、本市に名古屋市区政協力委員を置く、と規定されており、また、職務内容について、同規則第2条に、市区の行う広報広聴活動及び災害対策に協力すること、地域における社会教育活動及び市民活動の推進を図ること、その他市区

行政の連絡及び協力をする事、と規定されている。

(2) 民生委員

民生委員法（昭和23年法律第 198号）第 1条には、民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする、と規定されており、また、職務内容について、同法第14条に、生活状態の把握、要援護者への自立援助、要援護者への情報提供、福祉事業や活動への援助、その他必要な活動、と規定されている。

(3) 保健環境委員

名古屋市保健環境委員規則（昭和32年規則第 5号）第 1条には、本市の公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るため、市長の指定する区域ごとに保健環境委員を置く、と規定されており、また、職務内容について、同規則第 4条に保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力、公衆衛生思想の普及徹底、その他公衆衛生に関し必要な事業、と規定されている。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報①及び本件情報②が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

(2) 本件情報①について

ア 本件情報①のうち、氏名は特定の個人を識別することができる情報

であることは明らかである。また、本件情報①のうち役職名は、当該団体の代表者の役職名であり、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できるものであると認められる。

イ 次に、本件情報①が通常他人に知られたくないと認められる情報であるか否かについて検討する。

上記 3(2) のとおり、本件要領には、意見を聴取する者として地元の関係諸団体の名称が規定され、当該規定に基づき当該団体に所属する者が本件調査に参加をしたものの、本件行政文書を見分したところ、本件調査の場で述べられた意見が、各団体の意見であるのか、一個人としての意見であるのかが明確ではない。

したがって、本件調査の場で述べられた意見が、一個人としての意見である可能性は否定できず、その場合、本件情報①を公にすることにより本件道路建設に対して個人がどのような意見を述べたかが明らかとなるが、当該意見は個人の意識、信条等に関する情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

また、上記 3(6) のとおり、本件調査は既に新聞報道がなされており、参加をした団体及び当該団体の本件道路建設に対する賛否については報道されているものの、当該団体に所属する個人の個別の意見については報道されておらず、本件情報①は、広く一般に公表されている情報であるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(3) 本件情報②について

ア 本件情報②のうち氏名は特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。また、本件情報②のうち役職名は、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できるものであると認められる。

イ 次に、本件情報②が通常他人に知られたくないと認められる情報であるか否かについて検討する。

上記 3(3) のとおり、本件要領には、意見を聴取する者として学区連絡協議会の構成員が規定され、当該規定に基づき学区連絡協議会の

構成員である民生委員及び保健環境委員が本件調査に参加したものの、本件行政文書を見分したところ、本件調査の場で述べられた意見が、各団体の意見であるのか、一個人としての意見であるのかが明確ではない。

したがって、本件調査の場で述べられた意見が、一個人としての意見である可能性は否定できず、その場合、本件情報②を公にすることにより本件道路建設に対して個人がどのような意見を述べたかが明らかとなるが、当該意見は個人の意識、信条等に関する情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたいくない情報であると認められる。

また、上記 3(6) のとおり、本件調査は既に新聞報道がなされており、本件公務員が所属する団体及び当該団体の本件道路建設に対する賛否については報道されているものの、本件公務員の個別の意見については報道されておらず、本件情報②は、広く一般に公表されている情報であるとは認められない。

ウ 次に、本件情報②が、公務員の職務の遂行に係る情報であるか否かについて検討する。

(ア) 上記 3(2) 及び(3) のとおり、本件公務員のうち、民生委員及び保健環境委員については、その職責に基づき意見聴取が行われたとは認められないため、公務員の職務の遂行に関する情報とは認められないが、本件公務員のうち区政協力委員については、その職責に基づき意見聴取が行われたと認められることから、公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

(イ) よって、本件情報②のうち民生委員及び保健環境委員の役職名及び氏名は条例第 7条第 1項第 1号ただし書アに該当しないが、区政協力委員の役職名及び氏名については条例第 7条第 1項第 1号ただし書アに該当する。

エ もっとも、公務員等の職務の遂行に関する情報であったとしても、条例第 7条第 1項第 1号ただし書ア括弧書きの規定により、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該情報は非公開情報に該当することから、本件情報②がこれに該当するか否かを判断する。

(ア) 本件情報②は、本件公務員の氏名にその者の役職名が付記された

ものであり、一体として公務員等の氏名に係る情報であると認められる。

(イ) 次に、本件行政文書を見分したところ、区政協力委員は、本件調査に職務として参加しているものの、区政協力委員としての意見を述べているのか、一個人としての意見を述べているのかが明確ではない。

また、上記 3(1)、(4)及び(5)のとおり、本件調査は、本件道路建設についての賛成派と反対派が一堂に会さないよう特段の配慮のもとで実施され、報道機関に対しては、個人が特定できない範囲で報道するよう配慮を求め、参加者にもその旨が伝えられていたことから、地元住民にとって特段の配慮が求められる情報であると認められ、公にすることにより当該区政協力委員の今後の私生活に影響を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、区政協力委員の役職名及び氏名は、公務員の職務遂行に関する情報であるものの、区政協力委員の役職名及び氏名を公にすることは、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(エ) 以上のことから、区政協力委員の役職名及び氏名は、条例第 7条第 1項第 1号ただし書ア括弧書きに該当すると認められる。

6 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

実施機関は、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 5号にも該当すると主張しているが、上記 5で判断したように、本件情報②は、非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

7 審査会の要望

(1) 本件行政文書を見分したところ、公開された情報の中には、実施機関は特定の個人を識別することはできないと主張しているものの、他の情報と照合することにより、特定の個人が推測されかねない情報が散見された。

今後、実施機関においては、対象文書を十分に精査し、個人の権利利益に十分に配慮をした上で、公開、非公開の判断を行うことを要望する。

(2) 実施機関が本件調査を実施するに当たり、本件調査の参加者に対し、個人情報の取扱い等について、事前に適切な周知をしていたかが明確ではなく、個人情報に対する十分な配慮があったとは認め難い。

今後、実施機関において、こうした調査を行う場合には、参加者に対して、個人情報の取扱い等についての適切な周知を行う等の対応を要望する。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年12月26日	諮問書の受理
平成27年 1月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月18日	実施機関の弁明意見書を受理
3月16日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月19日	異議申立人の反論意見書を受理
平成30年 5月24日 (第 8回 第 2小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 2小委員会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月19日 (第10回 第 2小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月18日 (第11回 第 2小委員会)	調査審議
11月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子